

共同宣言	取組例	団体(担当)	具体的事業・取組(予定を含む)
I 公・労・使が共同で行う取組			
1 経営者への働きかけ			
<p>非正規雇用対策や働き方改革の取組の実効性を高めるため、経営者に対して、意識改革・行動変革を進めるよう強く働きかける。</p>	<p>①県内企業経営者等を対象に、非正規雇用対策や働き方改革の必要性・重要性を訴えるシンポジウムやセミナーを開催する。</p> <p>②長時間労働の是正と年次有給休暇取得促進の働きかけを行う。</p>	<p>埼玉県経営者協会</p> <p>埼玉県中小企業団体中央会</p> <p>埼玉中小企業家同友会</p> <p>埼玉県商工会議所連合会</p> <p>各経済団体</p> <p>県</p> <p>労働局</p> <p>各構成団体</p> <p>各構成団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働問題実務対応講座             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1講(4/6)「労働法の基礎、労働時間と時間外管理、休日、休暇の法律実務」</li> <li>第2講(4/11)「人事異動と出向・転籍に法律実務、懲戒処分、セクハラ・パワハラ」</li> <li>第3講(4/19)「退職・求職・解雇・懲戒の法律実務、労働法改正のポイント」</li> <li>第4講(4/26)「パート・有期労働者、派遣労働者の管理と法律実務、就業規則」</li> </ul> </li> <li>・人事制度セミナー             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1講(5/28)「等級制度・報酬制度の実践的構築法」</li> <li>第2講(6/4)「評価制度の実践的構築法」</li> <li>第3講(6/27)「適正運用のための評価者研修のポイント」</li> </ul> </li> <li>・労働問題実務対応講座             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1講(7/13)「退職・解雇・内定取消の実務注意点」</li> <li>第2講(8/23)「労働条件の不利益変更の注意点」</li> <li>第3講(9/19)「メンタル不調者に関わる法的留意点」</li> <li>第4講(10/22)「問題社員の法的対応と実務対応」</li> <li>第5講(11/15)「有期契約社員の契約対応実務」</li> <li>第6講(11/29)「セクハラ・マタハラ・パワハラを巡る企業の法的責任と実務対応」</li> <li>第7講(12月予定)「労働時間管理の注意点と実務対応」</li> </ul> </li> <li>・働き方改革・働きがい向上委員会             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回(7/31)「地域フォーラム」</li> <li>第2回(10/30)講演「GPTWが考える働きがいとは？」(仮題)</li> <li>職場スローガン審査会・表彰式</li> <li>第3回(1月開催予定)「タイムマネジメントセミナー」</li> <li>第4回(3月開催予定)「働きがいもある会社に向けて～先進企業の取り組みに学ぶ」</li> </ul> </li> <li>・特別セミナー             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回(7/18)「パワハラ・セクハラ・マタハラ～相談はこうして聞く」</li> <li>第2回(9/21)「治療と職業生活の両立支援セミナー」</li> <li>第3回(10/24)「売り手市場における採用活動で欲しい人材を採用するポイント」</li> </ul> </li> <li>・人事労務委員会             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回(10月開催予定)「働き方改革関連法のポイント」</li> <li>第1回特別セミナー(5/18)「RPAとは何か？RPAを活用した働き方改革の進め方」</li> </ul> </li> </ul> <p>・会員向け「トップセミナー」において、参加者への施策の周知</p> <p>・会員企業向け「働き方改革」セミナー(12/11)を障害者雇用推進委員会実施。</p> <p>・会員企業向け「働き方改革」セミナー(12/11)を女性経営者クラブファミ実施。</p> <p>・シンポジウム、セミナーの共催又は後援</p> <p>・シンポジウム、セミナーの共催又は後援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規雇用の正社員化事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>企業への専門家派遣(100社300回派遣)</li> <li>企業の経営者・人事担当者向け非正規雇用対策セミナー(5地域10回開催)</li> <li>「2018地域フォーラム」の開催(7/31:経営者協会、連合埼玉共催)</li> </ul> </li> </ul> <p>・労務管理セミナーの実施</p> <p>・女性活躍のための働き方改革推進セミナー(10月31日)</p> <p>・埼玉働き方改革推進支援センターの設置及びその周知</p> <p>・埼玉ゆう活応援キャンペーン(7～9月)</p> <p>・年次有給休暇取得促進期間(10月)</p> <p>・幹部による地域のリーディングカンパニー訪問</p> <p>・働き方・休み方改善コンサルタントの事業所訪問</p> <p>・過重労働解消キャンペーン(11月)</p> <p>実施事項:業界団体への要請</p> <p>ベストプラクティス企業への労働局長訪問</p> <p>過重労働重点監督の実施(各監督署)</p> <p>過労死等防止対策推進シンポジウム(11月22日)</p> <p>労働時間相談・支援コーナーにおける長時間労働削減のための助言・支援(各監督署)</p> <p>労働時間に関する法制度の周知・理解の促進に向けた説明会の実施(通年・各監督署)</p> <p>・誰もが輝く！職場スローガンの募集(3～7月)</p> <p>・働き方改革推進期間(7月～11月)の毎月第3水曜日(7/18、8/15、9/19、10/17、11/21)の「県内一斉ノーマル残業デー」実施と期間中の年次有給休暇取得促進の呼びかけ(特に10月を「年次有給休暇取得促進強化期間」とし前年より1日以上多い休暇取得を呼びかけ)</p> <p>・ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業の募集(5～10月)</p>
2 労働者への働きかけ			
<p>非正規雇用対策や働き方改革の取組を進めていくためには、労働者自らの取組も不可欠であることから、労働者に対して、意識・行動の見直しを進めるよう幅広く働きかける。</p>	<p>①労働者・県民を対象に、働き方に関する意識・行動の見直しが必要であることを訴えるシンポジウムやセミナーを開催する。</p>	<p>連合埼玉</p> <p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合埼玉「政策フォーラム」を5月17日に開催</li> <li>講演:「働き方改革と生産性向上」講師:慶応義塾大学商学研究科特任教授 樋口美雄氏</li> <li>・「2018地域フォーラム」の開催(平成30年7月31日:経営者協会、県共催)</li> <li>テーマ「公労使で取り組む『働き方改革』で地域の活性化を目指そう！」</li> <li>・働き方改革推進期間(7月～11月)の毎月第3水曜日(7/18、8/15、9/19、10/17、11/21)の「県内一斉ノーマル残業デー」実施と期間中の年次有給休暇取得促進の呼びかけ(特に10月を「年次有給休暇取得促進強化期間」とし前年より1日以上多い休暇取得を呼びかけ)</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業募集(5～10月)の周知</li> <li>・埼玉県が開催する労働セミナーの周知</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規雇用の正社員化事業</li> <li>正社員化支援セミナー、個別相談会の実施</li> <li>・労働セミナーの実施</li> </ul>



共同宣言	取組例	団体(担当)	具体的事業・取組(予定を含む)
	②長時間労働の是正と年次有給休暇取得促進の働きかけを行う。	労働局    各構成団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理セミナーの実施</li> <li>・埼玉ゆう活応援キャンペーン(7~9月)</li> <li>・年次有給休暇取得促進期間(10月)</li> <li>・過重労働解消キャンペーン(11月)</li> <li>実施事項:業界団体への要請     ベストプラクティス企業への労働局長訪問     過重労働重点監督の実施(各監督署)</li> <li>・過労死等防止対策推進シンポジウム(11月22日)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革推進期間(7月~11月)</li> <li>「県内一斉ノー残業デー」(毎月第3水曜日:7/18、8/15、9/19、10/17、11/21)の実施と期間中の年次有給休暇取得促進の呼びかけ(特に10月を「年次有給休暇取得促進強化期間」とし前年より1日以上多い休暇取得を呼びかけ)</li> </ul>
3 実態把握・気運醸成			
<p>不本意非正規や長時間労働等の実態、効果的な取組事例を調査・分析・公表することにより、非正規雇用対策や働き方改革に関する気運を全県に広める。</p>	<p>①非正規雇用や長時間労働等の実態、非正規雇用対策・働き方改革に関する効果的な取組事例を調査・分析するとともに、結果を公表する。</p> <p>②効果的な取組事例等を県内企業・市町村・労働者・県民に幅広く広報する。</p> <p>③効果的な取組事例を収集し、その周知を行う。</p>	<p>県</p> <p>連合埼玉</p> <p>埼玉県経営者協会</p> <p>埼玉中小企業家同友会</p> <p>埼玉県商工会議所連合会</p> <p>埼玉県商工会連合会</p> <p>埼玉県中小企業団体中央会</p> <p>県</p> <p>埼玉県商工会連合会</p> <p>埼玉県商工会議所連合会</p> <p>労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革普及事業</li> <li>働き方改革推進期間(7月~11月)における取組状況調査の実施(12月予定)</li> <li>・定時退社推進モデル事業</li> <li>・企業への専門家派遣事業における先進的取組のモデル企業化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2018年連合パート・派遣等労働者生活アンケート」の実施と結果にもとづく対応</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>「県内一斉ノー残業デー」の実施状況調査(12月実施)</li> <li>「年次有給休暇取得促進に関する実施状況調査」(12月実施)</li> <li>両調査の調査結果公表(会報「埼経協ニュース2・3月号」)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内一斉ノー残業デーの周知を会内インターネット掲示板に掲示</li> <li>・「県内一斉ノー残業デー」に関する実態調査の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16商工会議所に「県内一斉ノー残業デー」に関する実態調査の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・53商工会に「県内一斉ノー残業デー」に関する実態調査の実施(12月3日~12月14日の予定)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局を配置する会員組合に対し、「働き方改革推進期間」における取組状況調査の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働セミナーの実施</li> <li>働き方改革推進期間(7月~11月、「県内一斉ノー残業デー」と年次有給休暇取得促進)の広報、PR</li> <li>・定時退社推進モデル事業</li> <li>・企業への専門家派遣事業における先進的取り組みのモデル企業化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組好事例の周知</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事例の周知</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好事例集を作成し、県内の大学等に配布</li> <li>・関係ポータルサイトに掲載勧奨及び事例の周知</li> </ul>
4 取組状況の確認			
<p>企業等の行う非正規雇用対策や働き方改革の取組が着実に進むよう、定期的に意見交換の場を設け、取組状況の確認を行う。</p>	<p>①共同宣言で掲げた非正規雇用対策や働き方改革に関する取組状況を的確に把握するとともに、雇用・労働に関する新たな課題などに対応するため、定期的に意見交換の場を設ける。</p>	<p>県</p> <p>各構成団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公労使会議の開催</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公労使会議での意見交換</li> </ul>
II 公・労・使がそれぞれの立場から行う取組			
1 ストップ! 不本意非正規			
<p>新卒者などが不本意非正規にならないよう、適切な就職支援やキャリアカウンセリング、労働法制等に関する教育に取り組む。</p> <p>※ 長時間労働は正、労働環境の改善など、正規雇用者への対策を含む。</p>	<p>(公) ①埼玉労働局は、ハローワークにおいて、正社員求人確保するとともに、正社員就職に向けた支援を行う。</p> <p>②県は、新入社員合同入社式・研修会を開催するなど、新入社員等若手人材の定着や活躍のための支援を行う。</p>	<p>労働局</p> <p>県</p> <p>埼玉中小企業家同友会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員就職等の実現に取り組む事業主に対し、「非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善、人材育成に取り組む企業に対するキャリアアップ助成金」や「トライアル雇用助成金」等を活用しての支援</li> <li>・正社員就職に向けた下記取組を強化する。 正社員求人の提出、正社員への転換を働きかける。 正社員求人は、求人充足会議対象求人とし、正社員求人に係る充足サービスを実施する。正社員求人限定のミニ面接会・管理選考も積極的に開催する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業新入社員合同入社式(4/11)、 ・中小企業新入社員合同研修会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同入社式、新入社員研修の開催</li> </ul>



共同宣言	取組例	団体(担当)	具体的事業・取組(予定を含む)
	③埼玉労働局・県は、大学等と協力し、埼玉新卒応援ハローワークや出前講座の実施等により、在学中から、セミナー、職場見学・体験等を通じた正社員就職に向けた意欲喚起やキャリア教育を行う。	労働局  県	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉新卒応援ハローワークにおいて、セミナー等を通じた正社員就職に向けた意欲喚起</li> <li>新卒応援ハローワークにて模擬面接、エントリーシートの書き方各種セミナー企業説明会、担当者制による個別支援を実施</li> <li>県内大学、短大と就職協定を結び大学等への出張相談をはじめセミナーやガイダンス等を実施</li> <li>小中高生に対する職業意識形成のため各ハローワークにおいてキャリア形成支援を実施</li> <li>ハローワーク浦和・就業支援サテライト若者コーナー 正社員就職を目指す若者へのワンストップ支援(HW連携で就職相談から職業紹介まで) 正社員就職に必要なスキルを学ぶセミナー等の開催</li> <li>大学生インターンシップ推進事業 県内企業のインターンシップ情報を集約したマッチングサイトの開設</li> <li>ものづくり企業等への高校生バスツアー 職業としてのものづくりを実体験として意識づけるため、進路を考える県内高校生を対象に県内ものづくり企業等へのバスツアーを実施</li> </ul>
	④埼玉労働局・県は、労働法セミナーや労働相談などにより、学生・生徒や労使に対して労働関係法制度について周知・啓発を行う。	労働局  県	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等を対象とした、労働局幹部による労働法制セミナーの実施</li> <li>県内10カ所の総合労働相談コーナーにおけるワンストップ相談の実施</li> <li>戦略的な労働相談推進事業 出前労働講座の実施 労働セミナーの実施 労働相談センターによる労働相談 若者労働ほっとラインの運営(毎月第2・4土曜日の電話相談) ハローワーク浦和・就業支援サテライト若者コーナーでの労働法セミナー開催</li> </ul>
	⑤埼玉労働局・県は、長時間労働の是正やWLBの推進等の働き方改革について、企業訪問等による働きかけ、県内企業の好事例収集・発信などを通じて働きやすい労働環境の整備を促進する。	労働局  県	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働局幹部の地域の先進企業への訪問による好事例の収集及び気運の醸成</li> <li>働き方・休み方改善ポータルサイトや労働局ホームページを活用しての好事例紹介</li> <li>働き方・休み方改善コンサルタントの派遣による企業の支援</li> <li>熊谷市における「地域の特性を活かした休暇取得のための環境整備事業」の実施</li> <li>非正規雇用者の正社員化事業 企業への専門家派遣(100社300回派遣) 企業の経営者・人事担当者向け非正規雇用対策セミナー(5地域10回開催) 労働セミナーの実施</li> </ul>
	⑥埼玉労働局・県は、正規雇用への転職を希望する非正規雇用者などに対し、就職相談や就業セミナーなどの情報提供を行い、正規雇用での就職を支援する。	労働局  県	<ul style="list-style-type: none"> <li>正社員就職に向けた下記取組を強化する。 ハローワークにおいて、職業相談・職業紹介などにより正社員就職を支援 正社員就職については、正社員求人への応募を奨励し、積極的に職業紹介を行うほか、求職者担当者制による支援に積極的に取り込む等マッチングのための取組を実施する。 給付制限期間中からの支援等、雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組の充実・強化を図る。</li> <li>特定求職者雇用開発助成金(長期不安定雇用開発コース)を活用し不安定雇用を繰り返す者の正規就職を支援。</li> <li>パートタイム労働法セミナー</li> <li>非正規雇用者の正社員化事業 総合相談窓口の設置、SNS等による情報提供 ハローワーク浦和・就業支援サテライト若者コーナー 正社員就職を目指す若者へのワンストップ支援(HW連携で就職相談から職業紹介まで) 正社員就職に必要なスキルを学ぶセミナー等の開催</li> <li>わかもの仕事チャレンジ事業 既卒未就職者やフリーター等を対象に、本人の適性に応じて、ビジネスの基礎を学ぶ研修と企業での現場実習等を組み合わせ実施し、正社員就職を支援</li> </ul>
	⑦県は、社会に出る前の学生に対し、ライブイベントや多様な働き方などの視点を盛り込んだキャリア継続についての意識啓発を図る。	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>未来の女性活躍推進事業 出前講座、職場見学会の実施</li> </ul>
	⑧県は、正規雇用等を目指す女性の就業やステップアップを支援するため、相談やセミナー等を行う。	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性キャリアセンター就業支援事業 相談やセミナーの実施</li> </ul>
(労)	①労働団体は、労働関係法制度の周知・啓発のための講座を開催したり、労働相談に対応するほか、国・県が主催するセミナーなどへの参加を呼びかける。	連合埼玉	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働相談の充実・強化</li> <li>県内大学、短大、専門学校への労働法ハンドブックの配布および労働講座の実施</li> <li>国・県等が主催するセミナー等の周知</li> </ul>
	②労働団体は、労働環境整備に向け、労働者意見の集約などに取組むよう呼びかけるとともに、使用者団体に要請する。	連合埼玉	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業団地管理組合ならびに業界団体への労働ハンドブックの配布</li> <li>連合埼玉「非正規労働センター」を6月1日に設置し、労働環境の整備に取り組む</li> </ul>
(使)	①使用者団体は、労働関係法制度の周知・啓発のための講座を開催したり、労務相談に対応するほか、国・県が主催するセミナーなどへの参加を呼びかける。	埼玉県経営者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働問題実務対応講座 第1講(4/6)「労働法の基礎、労働時間と時間外管理、休日、休暇の法律実務」 第2講(4/11)「人事異動と出向・転籍に法律実務、懲戒処分、セクハラ・パワハラ」 第3講(4/19)「退職・求職・解雇・懲戒の法律実務、労働法改正のポイント」 第4講(4/26)「パートタイマー、有期労働者、派遣労働者の管理と法律実務、就業規則」</li> <li>人事制度セミナー 第1講(5/28)「等級制度・報酬制度の実践的構築法」 第2講(6/4)「評価制度の実践的構築法」 第3講(6/27)「適正運用のための評価者研修のポイント」</li> <li>労働問題実務対応講座 第1講(7/13)「退職・解雇・内定取消の実務注意点」 第2講(8/23)「労働条件の不利益変更の注意点」 第3講(9/19)「メンタル不調者に関わる法的留意点」 第4講(10/22)「問題社員の法的対応と実務対応」 第5講(11/15)「有期契約社員の契約対応実務」 第6講(11/29)「セクハラ・マタハラ・パワハラを巡る企業の法的責任と実務対応」 第7講(12月予定)「労働時間管理の注意点と実務対応」</li> <li>第3回(1月開催予定)「タイムマネジメントセミナー」 第4回(3月開催予定)「働きがいもある会社に向けて～先進企業の取り組みに学ぶ」</li> <li>特別セミナー 第1回(7/18)「パワハラ・セクハラ・マタハラ～相談はこうして聞く」 第2回(9/21)「治療と職業生活の両立支援セミナー」 第3回(10/24)「売り手市場における採用活動で欲しい人材を採用するポイント」</li> <li>人事労務委員会 第1回(10月開催予定)「働き方改革関連法のポイント」 第1回特別セミナー(5/18)「RPAとは何か? RPAを活用した働き方改革の進め方」</li> </ul>



共同宣言	取組例	団体(担当)	具体的事業・取組(予定を含む)
		埼玉県商工会議所連合会	国・県等が主催するセミナー等の周知
		各経済団体	国・県等が主催するセミナー等の周知
	②使用者団体は、加盟企業に対し労働環境の整備を要請するとともに、国・県等の支援策について周知し、活用を働きかける。	埼玉県経営者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月周知分(会員向け発送に加え5月10日の定時総会でも配布・周知)</li> <li>「誰もが輝く!職場スローガン」募集(埼玉県公労使会議)</li> <li>「70歳雇用推進助成金のご案内」(埼玉県)</li> <li>「生産性向上支援訓練のご案内」(ポリテクセンター)</li> <li>「健康経営セミナー」(埼玉県・協会健保)</li> <li>・5月周知分</li> <li>「働き方改革を支援します」(埼玉労働局)(5月10日の定時総会でも配布。説明)</li> <li>「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」(あわせて若年雇用促進法の改定指針、年齢にかかわりのない転職・再就職の受入れ促進のための指針も送付)</li> <li>6月以降もタイムリーな周知に努める</li> </ul>
		各経済団体	国・県等の支援策を周知
	③使用者団体は、加盟企業に対し正社員求人・採用の増加や社内の教育訓練・相談体制の充実を要請する。	埼玉県経営者協会	「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」(あわせて若年雇用促進法の改定指針、年齢にかかわりのない転職・再就職の受入れ促進のための指針も送付)(5月) 6月以降もタイムリーな要請に努める
	④使用者団体は、加盟企業に対し様々な会議や就職説明会、HP等で企業の魅力、働きやすさ、企業情報等を幅広く発信するよう要請する。	各経済団体	(検討中)
2 多様な人材の活躍支援と安定雇用の確保			
定年年齢の65歳以上への引上げや定年の廃止、育児や介護等を理由とした退職者の正社員復職制度の導入など、意欲と能力のある多様な人材の活躍支援や安定雇用の確保に取り組む。	(公)	労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークにおいて、高齢者の就業ニーズを踏まえた求人開拓・就職支援</li> <li>・65歳以降の継続雇用延長や定年引き上げに係る企業への働きかけ、相談援助</li> <li>・民間団体に委託して技能講習、職場見学及び就職面接会等の就職支援を一体的に行う高齢者スキルアップ・就職促進事業の実施</li> <li>・生涯現役支援窓口(県内11所)における積極的な就労支援の実施</li> </ul>
	②埼玉県労働局は、年齢にかかわらず働き続けることができる職場づくりの支援を行う。	労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革にかかる周知・啓発</li> <li>・事業所訪問による相談・支援</li> </ul>
	③県は、企業における定年年齢引上や定年廃止等の取組を促進するため、シニア活躍推進宣言企業の認定など、高齢者の活躍に資する事業を実施する。	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働セミナーの実施、HP等による周知</li> <li>・企業訪問による働きかけ</li> <li>・「シニア活躍推進宣言企業」の発掘、認定</li> <li>・「70歳雇用推進助成金」による支援(定年の廃止や引上げを行う企業の支援) など</li> </ul>
	④県は、育児・介護と仕事の両立支援を図るため、多様な働き方実践企業の認定など、多様な働き方に関する事業を実施する。	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働セミナーの実施、HP等による周知</li> <li>・多様な働き方推進事業</li> <li>多様な働き方実践企業の認定</li> <li>・託児サービスやひとり親家庭等応援講座を付加した職業訓練の実施</li> <li>・仕事と生活の両立支援相談窓口の設置</li> </ul>
	⑤県は、男性の育児休業取得促進、時間外労働の削減、有給休暇の取得促進などの働き方の見直しに取り組む企業へ支援を行う。	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍のための働き方見直し支援事業</li> <li>アドバイザーの派遣、奨励金の支給、モデル企業としての発信</li> <li>働き方改革セミナーの開催</li> <li>課題別実践セミナーの開催</li> </ul>
	(労) ①労働団体は、定年年齢引上・定年廃止や育児・介護と仕事の両立支援制度の充実に向け、労働者意見の集約などに取組むよう呼びかけるとともに、使用者団体に要請する。	連合埼玉	埼玉県が作成した、パンフレット「確認しよう!介護保険・介護休業制度」を活用し、介護離職防止に向けた取り組みを展開(HPへの掲載)
	(使) ①使用者団体は、加盟企業に対し定年年齢引上・定年廃止や育児・介護と仕事の両立支援に向けた制度導入・運用を要請するとともに、国・県等の支援策について周知し、活用を働きかける。	埼玉県経営者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月周知分(会員向け発送に加え5月10日の定時総会でも配布・周知)</li> <li>「誰もが輝く!職場スローガン」募集(埼玉県公労使会議)</li> <li>「70歳雇用推進助成金のご案内」(埼玉県)</li> <li>「生産性向上支援訓練のご案内」(ポリテクセンター)</li> <li>「健康経営セミナー」(埼玉県・協会健保)</li> <li>・5月周知分</li> <li>「働き方改革を支援します」(埼玉労働局)(5月10日の定時総会でも配布。説明)</li> <li>「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」(あわせて若年雇用促進法の改定指針、年齢にかかわりのない転職・再就職の受入れ促進のための指針も送付)</li> <li>6月以降もタイムリーな周知に努める</li> </ul>
		各経済団体	国・県等の支援策を周知



共同宣言	取組例	団体(担当)	具体的事業・取組(予定を含む)
<p>3 処遇改善で働きがいのある職場づくり</p> <p>非正規雇用者の処遇改善を進めたり、意欲と能力の発揮を促す雇用管理制度を導入するなど、正規雇用、非正規雇用の別なく、誰もが働きがいを実感できる職場づくりに取り組む。</p>	<p>(公) ①埼玉労働局は、パートタイム労働法、労働者派遣法及び労働契約法で定められた均等・均衡待遇や差別禁止及び非正規労働者の雇用環境改善に関する規定を周知し、適正な運用を図る。</p> <p>②埼玉労働局は、待遇改善、能力開発、雇用管理改善を促進する。</p> <p>③県は、非正規雇用者の処遇改善が進むよう、労働セミナーや労働相談などにより、国が定める処遇改善に関するガイドラインや支援策について周知・啓発する。</p> <p>④県は、実態に即した非正規雇用対策に取り組むため、非正規雇用や不本意非正規に関する実態調査を行い、必要な支援措置を検討する。</p> <p>(労) ①労働団体は、非正規雇用者の処遇改善はもとより、雇用形態にかかわらず、労働者の働きがい向上に向けて労働者意見の集約などに取組むよう呼びかけるとともに、使用者団体に要請する。</p> <p>(使) ①使用者団体は、加盟企業に対し非正規雇用者の処遇改善を要請するとともに、国・県等の支援策について周知し、活用を呼びかける。</p> <p>②使用者団体は、加盟企業の経営者に対し、非正規雇用者だけでなく、すべての従業員の働きがい向上に向けてリーダースhipを發揮するよう要請する。</p>	<p>労働局</p> <p>労働局</p> <p>県</p> <p>県</p> <p>連合埼玉</p> <p>各経済団体</p> <p>埼玉県経営者協会</p>	<p>・パートタイム労働法、労働者派遣法及び労働契約法で定められた均等・均衡待遇や差別禁止及び非正規労働者の雇用環境改善に関する規定を周知し、適正な運用を図る。 ・派遣元、派遣先、派遣労働者に対し、平成27年改正労働者派遣法に係る周知等を図る。</p> <p>・埼玉働き方改革推進支援センターを設置し、賃金制度の見直し等に関する技術的な助言等の実施 ・キャリアアップ助成金を周知し活用を図る。 ・両立支援助成金、業務改善助成金等を周知し活用を図る。</p> <p>・労働セミナーの実施 ・非正規雇用者の正社員化事業 企業への専門家派遣(100社300回派遣) 企業の経営者・人事担当者向け非正規雇用対策セミナー(5地域10回開催)</p> <p>・非正規雇用者の正社員化事業 非正規雇用者実態調査(平成29年度実施)に基づき検討</p> <p>・構成組織が開催する「パート集会」に参加し、非正規雇用者の生の声を集約する</p> <p>国・県等の支援策を周知</p> <p>企業の成長に不可欠な、多様な人材が生き生きと働ける職場づくりのためには、働き方改革の推進と従業員の働きがいの向上が車の両輪となって機能することが必要である。こうした観点から、経団連事業サービス人事賞金センター、GPTW日本等をアドバイザーとし、働き方改革、働きがい向上の具体的な事例を研究する、「働き方改革・働きがい向上委員会」を新設し活動を行う ・働き方改革・働きがい向上委員会(開催予定) 第1回(7/31)「地域フォーラム」 第2回(10/30)講演「GPTWが考える働きがいとは？」(仮題) 職場スローガン審査会・表彰式 第3回(1月開催予定)「タイムマネジメントセミナー」 第4回(3月開催予定)「働きがいもある会社に向けて～先進企業の取り組みに学ぶ」</p>
<p>4 正規雇用への登用促進</p> <p>個々の労働者の意欲や能力に応じて、正規雇用や限定正社員への登用が進むよう取り組む。</p>	<p>(公) ①埼玉労働局は、無期労働契約への転換ルールについて、周知を徹底する。</p> <p>②埼玉労働局は、有期契約労働者の正規雇用等への転換を促進する。</p> <p>③県は、非正規雇用者の正規雇用への登用制度が企業に整備されるよう、相談窓口設置や専門家派遣などの支援を行う。</p> <p>④県は、非正規雇用者の正規雇用へのステップアップを支援するため、非正規雇用者向けの教育訓練などを行う。</p> <p>⑤県は、正規雇用等を目指す女性の就業やステップアップを支援するため、相談やセミナー等を行う。</p> <p>⑥埼玉労働局・県は、多様な人材が意欲と能力にふさわしい活躍ができるよう、地域、時間、職種等を限定した正社員(限定正社員)制度の整備促進に向け、好事例の紹介やセミナー開催などの支援を行う。</p> <p>(労) ①労働団体は、非正規雇用者の正規雇用への登用制度の整備に向け、労働者意見の集約などに取組むよう呼びかけるとともに、使用者団体に要請する。</p> <p>(使) ①使用者団体は、加盟企業に対し非正規雇用者の正規雇用への登用制度の整備を要請するとともに、国・県等の支援策について周知し、活用を呼びかける。</p>	<p>労働局</p> <p>労働局</p> <p>県</p> <p>県</p> <p>県</p> <p>労働局</p> <p>県</p> <p>連合埼玉</p> <p>埼玉県経営者協会</p> <p>各経済団体</p>	<p>・セミナー等あらゆる機会を通して周知を行う 労務管理セミナーの実施</p> <p>・短時間正社員の普及・促進 ・パートタイム労働法に基づく報告徴収の実施 ・キャリアアップ助成金を周知し活用を図る</p> <p>・非正規雇用者の正社員化事業 総合相談窓口の設置 企業への専門家派遣(100社300回派遣) 企業の経営者・人事担当者向け非正規雇用対策セミナー(5地域10回開催)</p> <p>・非正規雇用者の正社員転換支援 非正規雇用者キャリアアップ支援研修(5講座100人)</p> <p>・女性キャリアセンター就業支援事業 就職のための相談やセミナーの実施</p> <p>・労務管理セミナーの実施</p> <p>・労働セミナーの実施 ・非正規雇用者の正社員化事業 企業の経営者・人事担当者向け非正規雇用対策セミナー(5地域10回開催)</p> <p>・HPIによる無期転換ルールの周知 ・「2018年連合パート・派遣等労働者生活アンケート」の結果にもとづく対応</p> <p>・4月周知分(会員向け発送に加え5月10日の定時総会でも配布・周知) 「誰もが輝く! 職場スローガン」募集(埼玉県公労使会議) 「70歳雇用推進助成金のご案内」(埼玉県) 「生産性向上支援訓練のご案内」(ポリテクセンター) 「健康経営セミナー」(埼玉県・協会健保) ・5月周知分 「働き方改革を支援します」(埼玉労働局)(5月10日の定時総会でも配布・説明) 「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」(あわせて若年雇用促進法の改定指針、年齢にかかわりのない転職・再就職の受入れ促進のための指針も送付) 6月以降もタイムリーな周知に努める</p> <p>国・県等の支援策を周知</p>